



外国事業者に対する付加価値税還付制度

I. 序

外国事業者に対する付加価値税還付制度とは、OECD 国家の大部分では相互主義を適用して外国事業者に対する付加価値税を還付していることを考慮し、韓国内に事業場がない外国法人が、韓国内での事業に関して財貨または役務の供給を受けたことによって負担した付加価値税を還付する制度である。

II. 対象

1. 還付対象者(租税特例制限法第 107 条第 6 項)

国内に事業場を有しない外国法人または非居住者で、外国で事業を営為するもの(以下、外国事業者とする)をいう。

2. 還付対象財貨役務(租税特例制限法第 107 条第 6 項、同法施行令第 107 条第 1 項、同法施行規則第 49 条第 1 項)

- ① 飲食、宿泊役務
- ② 広告役務
- ③ 電力、通信役務
- ④ 不動産賃貸役務
- ⑤ 外国事業者の国内事務所の運営および維持に必要な財貨または役務として;
 - (a) 国内事務所用の建物、構築物および当該建物、構築物の修理役務
 - (b) 事務用器具、備品および当該器具・備品の賃貸役務

3. 外国事業者に対する間接税特例の相互主義適用(租税特例制限法第 107 条第 8 項)

当該外国の租税として韓国の付加価値税またはこれと同一で租税を還付する場合にのみ適用する。

4. 還付申請(租税特例制限法施行令第 107 条の第 2 項)

外国事業者は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで供給された財貨・役務に対する付加価値税を翌年 6 月 30 日までに次の書類を添付してソウル地方国税庁長(付加価値税課長)に直接又は国税庁長が指定する代理人を通じて申請しなければならない。

(1) 具備書類

- ① 還付申請書(第 68 号書式): 1 部



- ② 事業者証明(英文または韓国語表記に限る): 1 部
 - ③ 取引内訳書: 1 部
 - ④ 税金計算書原本(クレジットカード売上傳票などに供給を受けた者と付加価値税額を別途に規定して確認したものを含む)
 - ⑤ 委任状(代理人が申請する場合)
- (2) 国税庁長が指定する代理人(国税庁告示第 2022-14 号第 3 条)
- ① 税務士
 - ② 公認会計士
 - ③ その他、付加価値税還付業務を専門にする者

Ⅲ. 還付手順(国税庁告示第 2022-14 号:2022.05.30)

1. 取引事実の照会(第 8 条第 1 項)

ソウル地方国税庁長(付加価値税課長)は、当該財貨や役務を供給した事業場を管轄する税務署長に「取引事実照会(返答)書」に基づき取引事実を照会することができる。

2. 取引事実の返答(第 8 条第 2 項)

取引事実の照会を受けた管轄税務署長は、当該照会依頼を受けた日から 30 日以内にその結果をソウル地方国税庁長(付加価値税課長)に返答する。この場合、管轄税務署長は、当該財貨や役務の供給した事業者が提出した付加価値税申告書、および売上先別の税金計算書合計票などによって当該税金計算書の真偽の可否を確認する。しかし、これに対する確認が不可能なときには、当該財貨や役務を供給した事業者に対してその取引事実を直接確認することができる。

3. 還付通報(第 8 条第 4 項)

ソウル地方国税庁長(付加価値税課長)は、取引内訳が確認された還付申請分に対し、国税還付金通報対象者名簿を作成してソウル地方国税庁長(付加価値税課長)は南大門税務署長(滞納徴税課長)に通報する。

4. 還付(第 8 条第 5 項、第 10 条)

南大門税務署長(滞納徴税課長)は、地方国税庁長(付加価値税課長)から通報を受けた国税還付金通報対象者に対して国税還付金の決定決議を行い、国税還付金を還付申請者である外国事業者またはその代理人に支給しなければならない。南大門税務署長(滞納徴税課長)は、還付税額を外貨で直接送金する場合には、当該税額相当額から送金に伴う諸費用(両替および送金手数料、送金郵便料金など)を控除することができる。

5. 還付通知及および還付拒否通知(第 9 条)

- (1) 南大門税務署長(滞納徴税課長)は、国税還付金送金通知書によって、本人または代理人に還付の内訳を通知しなければならない。
- (2) ソウル地方国税庁長(付加価値税課長)は、外国事業者の還付申請内容が正当ではなく還付を行わない場合には、還付不可事由書を本人またはその代理人に書面で通知しなければならない。
- (3) その他の還付手続きなどについては、国税基本法と国税徴収事務処理規定の管理規定に基づき処理を行う。

IV. 供給者の協力義務

1. 税金計算書交付義務

付加価値税法第 8 条の規定によって納税義務者として登録した事業者(付加価値税法第 36 条の 2 第 1 項または第 2 項に基づき、領収書発給に関する規定が適用される期間に財貨または役務を供給する簡易課税者を除く)が、外国事業者に法律第 107 条第 6 項各号の財貨または役務を供給することにおいて、当該外国事業者から税金計算書の交付を要求された時にはこれを交付しなければならない(租税特例制限法施行規則第 49 条第 2 項)。

2. 売上先別税金計算書合計表の区分表示

租税特例制限法施行規則第 49 条第 2 項の規定によって外国事業者に財貨または役務を供給し、当該外国事業者の要求によって税金計算書を発給した事業者は、付加価値税の申告時に作成・提出する売上先別税金計算書合計表の住民登録番号発給分の欄に当該外国事業者に発給した税金計算書の金額を合計して記載し、外国事業者別に売上先別明細(事業者登録番号欄を除く)を作成しなければならない(国税庁告示第 2022-14 号 第 6 条)。

V. 結語

上記の規定によって国内に所在する Buying Office や Liaison Office などに財貨や役務を購入したり提供するときには、支払った付加価値税が還付される。そのため、外国事業者であっても税金計算書を積極的に受けることが必要になる。

VI. 【参考】関連法令

租税特例制限法

第 107 条【外国人事業者などに対する間接税の特例】



- ① 外国人観光客などが国外へ搬出するために大統領令で定める事業者から購入する財貨に対しては、大統領令が定めるところによって付加価値税ゼロ税率を適用したり、当該財貨に対する付加価値税額を還付することができる。
- ② 外国人観光客などが国外へ搬出するために大統領令で定める販売場で購入する物品に対しては、大統領令が定めるところによって個別消費税を免除したり、当該物品に対する 個別消費税額を還付することができる。
- ③ 政府は第 1 項および第 2 項の規定によって付加価値税および個別消費税を免除(付加価値税ゼロ税率の適用を含む)、または還付された財貨を国外へ搬出しない場合には、大統領令が定めるところによって付加価値税および個別消費税を徴収しなければならない。
- ④ 第 1 項から第 3 項までの規定を適用するときに外国人観光客などの範囲、対象財貨の範囲、購入・販売の手順、税額還付、そのほかに必要な事項は大統領令で定める。
- ⑤ 国税庁長・管轄地方国税庁の長または管轄税務署長は、不正流通防止のために必要であると認めれば、大統領令で定めるところにより第 1 項の事業者または第 1 項の販売場に対して必要な命令を下すことができる。
- ⑥ 国内に事業場を有しない外国法人または非居住者として外国で事業を営為する者(以下、本条では「外国事業者」とする)が国内で事業上、次の各号で規定する財貨または役務を購入したり提供されたときには、大統領令が定めるところによって当該財貨または役務に関連した付加価値税を当該外国事業者に還付することができる。但し、当該外国事業者が 1 歴年の還給金額が大統領令が定める金額以下の場合にはその限りではない。
 1. 飲食・宿泊役務
 2. 広告役務
 3. その他、大統領令が定める財貨または役務
- ⑦ 韓国に駐在するか派遣された外交官またはこれに準ずる者として大統領令が定める者(以下、本条では「外交官など」とする)が、大統領令で定める免税店から財貨または役務(付加価値税法第 21 条から第 25 条までの規定の適用を受ける財貨または役務を除く)を購入したり、提供される場合に負担する付加価値税は、大統領令が定めるところによって年間 200 万ウォンを限度にしてその外交官などに還付することができる。
- ⑧ 第 6 項または第 7 項の規定による付加価値税の還付は、当該外国で韓国の事業者・外交官または外交使節に同一に還付する場合に限り適用する。

租税特例制限法施行令

第 107 条【外国事業者に対する付加価値税の還付】

- ① 法律第 107 条第 6 項第 3 号で、「大統領令が定める財貨または役務」というのは 次の各号のいずれか一つに該当するものを指す。
 1. 電力・通信役務
 2. 不動産賃貸役務
 3. 外国事業者の国内事務所の運営および維持に必要な財貨または役務であって企画財政



部令が定めるもの

- ② 法律第 107 条第 6 項によって付加価値税を還付を受けようとする外国事業者は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに供給された財貨または役務に対する付加価値税を、翌年 6 月 30 日までに次の各号の書類を添付して国税庁長が指定する地方国税庁の長(以下、本条では「地方国税庁の長」とする)から直接または国税庁長が指定する代理人を通じて申請しなければならない。
 - 1. 事業者証明願(英文表記または韓国語表記に限る): 1 部
 - 2. 取引内訳書: 1 部
 - 3. 税金計算書原本(付加価値税法第 46 条第 3 項によってクレジットカード売上伝票などに供給を受けた者と付加価値税額を別途で記載し確認したものを含む)
 - 4. 代理人を通じて申請する場合はその委任状
- ③ 第 2 項の規定によって還付申請を受けた地方国税庁の長は、申請日が属する年度の 12 月 31 日までに取引内訳を確認した後、当該取引に関連した付加価値税を外国事業者に還付しなければならない。
- ④ 外国事業者が第 3 項の規定により、還給日以後 6 ヶ月以内に第 2 項第 3 号の規定による税金計算書原本の返還を申請したときには、地方国税庁の長はこれを返還しなければならない。
- ⑤ 法律第 107 条第 6 項各号の上記部分の但書で、「大統領令が定める金額」というのは 30 万ウォンである。
- ⑥ 外国事業者に対する付加価値税の還付に関して、その他の必要な事項は企画財政部令で定める。

租税特例制限法施行規則

第 49 条【外国事業者に対する付加価値税還付対象および手順】

- ① 施行令第 107 条第 1 項第 3 号で、「企画財政部令で定めるもの」とは次の各号のものをいう。
但し、付加価値税法第 39 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定によって仕入税額が控除されないものを除く。
 - 1. 国内事務所用の建物・構築物および当該建物・構築物の修理役務
 - 2. 事務用器具・備品および当該器具・備品の賃貸役務
- ② 付加価値税法第 8 条の規定によって納税義務者として登録した事業者(付加価値税法第 36 条の 2 第 1 項または第 2 項に基づき、領収書発給に関する規定が適用される期間に財貨または役務を供給する簡易課税者を除く)が、外国事業者に法律第 107 条第 6 項各号の財貨または役務を供給することにおいて、当該外国事業者から税金計算書の交付を要求された時にはこれを交付しなければならない。
- ③ 外国事業者に対する付加価値税の還付手順に関して必要な事項は、国税庁長官がこれを定めて告示する。